

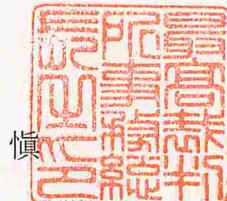
最高裁秘書第 516 号

令和 2 年 2 月 28 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

72期司法修習生の組及び実務修習地につき、組の数を決めた上で、京都修習と大津修習と一緒にしたり、神戸修習と奈良修習と一緒にしたりすることを決定した際の文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年 7 月 16 日付け（同月 18 日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第 77 号

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）